

低圧電力 バリユープラン（ゼロスタイルプランセット）

実施要綱

本則.....	2
(1) 適用範囲	2
(2) 本要綱の変更.....	2
(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	2
(4) 契約負荷設備.....	3
(5) 季節区分	4
(6) 電気料金	4
(7) 違約金.....	5
(8) 手続き手数料.....	5
(9) その他.....	6

本則

(1) 適用範囲

イ) 低圧電力バリュープランの実施要綱（以下、「本要綱」といいます。）は、電気需給約款（低圧）（以下、「需給約款」といいます。）とともに、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他供給条件（以下「託送約款等」といいます。）に基づき、お客様が接続供給により低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満とします。

ロ) 本実施要綱は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

(2) 本要綱の変更

イ) 当社は、民法の規定にもとづき本要綱に関連する法令や条例、規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、または燃料費の高騰などの理由により本約款の変更が必要となる場合、さらには社会的または経済的に当社に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、託送約款が改訂される場合、その他当社が必要と判断した場合には、本要綱を変更することがあります。この場合、契約期間中であっても、変更後の実施要綱によります。

ロ) 本要綱の変更手続きについては、変更内容を事前にお客様に通知し、変更後もその内容をお知らせいたします。ただし、変更がない事項については通知を省略することがあります。また、法令の制定や改廃に伴う形式的な変更や、需給契約の実質的な変更を伴わない場合には、事前に変更内容の概要のみをお知らせすることがあります。

ハ) 本要綱の変更の場合のお客さま等へお知らせする方法は、変更した事項を書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(4) 契約負荷設備

契約電力は、次のいずれかによって算定した値により設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。この場合は、他の小売電気事業者との間で契約電力の算出の基礎とした負荷設備を、当社との需給契約においても契約負荷設備として取り扱うものとします。

- イ) 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別冊によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（a）の係数を乗じてえた値の合計に（b）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できる遮断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は次項の（a）または（b）に準じて算定し、本項（b）の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100%
	次の2台の入力につき	95%
	上記以外のもの入力につき	90%

(b) (a) によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100%
次の14キロワットにつき	90%
次の30キロワットにつき	80%
次の50キロワットを超える部分につき	70%

- ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望する場合には、契約電力は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は200ボルトとします。

なお、契約電力を算定する場合は力率（100%といたします。）を乗じます。

（b）供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

なお、契約電力を算定する場合は力率（100%といたします。）を乗じます。

(5) 季節区分

季節区分は、次のとおりとします。

(a) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(b) 他季

毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいいます。

(6) 電気料金

イ) 1月の電気料金は、以下の定める基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、離島ユニバーサルサービス調整額、負荷設備の入力換算容量は需給約款の別冊に記載の計算方法とする。

ロ) 電気料金の日割計算は、当社の料金算定の際、日割計算が必要となる場合には、需給約款20.（日割計算）に準じます。なお、電力量区分の日割計算は下記によるものとします。

ハ) 料金や電力使用量等に端数が発生した場合には、需給約款4（単位および端数処理）に準じます。

(a) 基本料金

契約容量	基本料金
1キロワットにつき	1235.75円

ただし、契約電力が0.5キロワットの場合は、1キロワットの基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、契約電流1キロワット当たり650.44円とします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量（1キロワットアワー）ごとに以下のように算定します。

夏季 料金	契約電力に 80 時間を 乗じた電力量まで	23.59 円
	上記超過	27.22 円
他季 料金	契約電力に 80 時間を 乗じた電力量まで	22.15 円
	上記超過	27.22 円

(7) 違約金

更新月（供給開始月〔供給契約が更新された場合はその更新月〕から起算して 36 か月目およびその翌月をいいます）を除き、契約期間中に解約となる場合は、契約解除料 14,800 円（不課税）および解約事務手数料 5,000 円（税別）をお支払いいただきます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- ・ 同一住所（同一供給地点）において、ゼロスタイルプラン（従量電灯）とセットでご契約いただいている、または過去にご契約いただいていた場合で、解約希望日（他社への切替希望日を含みます）の 60 日前までにお客様からお申し出があった場合。
- ・ 建替により解約される場合で、建替後も当社とご契約いただく場合。

(8) 手続き手数料

当社は、お客さまからの申し出により、下記の手続きをした場合、手数料をいただきます。当該手数料につきましては、当月もしくは次月の料金と合算してお支払いをいただきます。

- イ) 請求書郵送 1 通につき 300 円（税別）
- ロ) 当社指定の払込用紙発行 1 件につき 300 円（税別）
- ハ) 再振替手数料 1 件につき 800 円（税別）
- ニ) 支払証明書 1 通につき 800 円（税別）
- ホ) その他、お客さまの問い合わせに書面で回答する場合、1 通につき 800 円（税別）又は、実費相当額を申し受ける場合があります。

(9) その他

- イ) 当社の料金算定の際、日割計算が必要となる場合には、需給約款 20. (日割計算) に準じます。
 - ロ) 料金や電力使用量等に端数が発生した場合には、需給約款 4 (単位および端数処理) に準じます。
 - ハ) 変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- ニ) 本実施要綱に記載のないその他の事項については、需給約款によるものとします。

附則

実施期日

この本実施要綱は、2025 年 4 月 1 日から実施します。